



子育てをサポート(子育て支援センター)

すくすくランド

育英保育園内(中郷四丁目187番地)
☎(22)5800
時間: 毎週月～土曜日 10:00～15:00
http://www5.synapse.ne.jp/ikuei/

子育て中の親子同士の交流などを図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。



ほっとランド

清水丘保育園内(宮里町3048番地9)
☎(22)8313
時間: 毎週月～土曜日 8:30～18:00
http://kiyomizugaokahoikuen.net/

すわっこ

諏訪保育園内(樋脇町市比野5322番地2)
☎(38)1193
時間: 毎週月～土曜日 9:30～14:30
http://www4.synapse.ne.jp/suwa/

おいで おいで

関小児科医院近く(西向田町18番26号)
☎(20)6682
時間: 毎週月～土曜日 10:00～16:00

ぱびいら

純心保育園内(隈之城町1001番地)
☎(23)6168
時間: 毎週月～土曜日 9:00～16:00
http://www.k-junshin.ac.jp/kodomo/

お問い合わせは...

問合せ先	支援事業名	所在地	電話番号
市民健康課(川内保健センター内) および各支所市民生活課	コウノトリ支援事業、妊婦健康診査・妊婦 歯科健康診査、こしき子宝支援事業、新生 児訪問、離乳食教室、母子相談、子育て講 演会、母子保健推進員、ヒブワクチン・小 児用肺炎球菌・子宮頸がんワクチン接種助 成事業	西開間町6-10	☎(22)8811
本庁保険年金課 および各支所市民生活課	出産育児一時金	神田町3-22	☎(23)5111 内線 2841
本庁子育て支援課 および各支所市民生活課	子ども手当、子ども医療費助成、病児・病 後児保育事業、子育て支援短期利用事業	神田町3-22	☎(23)5111 内線 2365
病児保育所「ぐうちよきぱー」	病児・病後児保育事業	東開間町8-3	☎(23)2611
川内精舎	子育て支援短期利用事業	百次町649-1	☎(22)5703
大村報徳学園		祁答院町下手4481	☎(55)0034
慈恵学園		樋脇町塔之原5173	☎(37)2034
ファミリー・サポート・センター 薩摩川内	ファミリー・サポート・センター事業	神田町3-22	☎(22)5085

●ヒブワクチン・小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン接種助成事業

細菌性髄膜炎、子宮頸がんなどの疾病を予防するため、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんワクチン接種については、全額公費助成を始めました。詳しくは、市内のかかりつけ医などにお尋ねください。

予防接種	予防できる病気	対象者	標準的な接種パターン
ヒブワクチン	細菌性髄膜炎	2カ月～4歳	生後2カ月以上7カ月未満 初回(4～8週間隔で3回接種)、3回 接種後、おおむね1年後1回追加、計 4回接種
小児用肺炎球菌 ワクチン	細菌性髄膜炎、 肺炎、菌血症	2カ月～4歳	生後2カ月以上7カ月未満 初回(4～8週間隔で3回接種)、3回 接種後、おおむね60日以上の間隔で 1回追加、計4回接種
子宮頸がん ワクチン	子宮頸部のがん	中学1年生～高校 1年生の女子	1回接種後、1カ月後に1回、さらに 5カ月後に1回、計3回接種

窓口: 市民健康課(川内保健センター内)および各支所市民生活課



お子さんを預かります

●病児・病後児保育事業

～子どもが病気だが誰も見る人がいないとき～

子どもが病気や病後回復期であり、集団生活や家庭での保育が困難な場合、保育と看護を行います。

■実施施設=病児保育所「ぐうちよきぱー」(東開間町)
☎(23)2611

■利用時間=8:30～18:00(日曜・祝日、お盆、年末年始は休み)

■利用料=1日1,000円(昼食・おやつ代含む)

■利用方法=本庁2階子育て支援課、関小児科医院に設置または市のホームページからダウンロードした事前登録用紙と利用申請書(医療機関記入欄有り)に記入の上、直接「ぐうちよきぱー」へ申請してください。

*申請前に電話予約が必要です。(前日18:30まで、当日7:30から)

■注意事項=

▼事前登録の問い合わせは15:00～18:00の時間帯にお願いします。

▼前日予約した場合は当日の7:30～7:45の間に利用確認の連絡をしてください。

●子育て支援短期利用事業

～緊急の場合には～

児童を養育している家庭の保護者が、病気などの理由により家庭で養育できないときなど、一定期間児童などを養育および保護します。

■実施施設=川内精舎(百次町)、大村報徳学園(祁答

院町下手)、慈恵学園(樋脇町塔之原)

■ショートステイ=保護者の疾病、出産、看護、事故、災害などにより、家庭での養育が一時的に困難となった児童を原則1週間以内養育するサービスです。

■トワイライトステイ=仕事の都合などで帰宅が一時的に遅くなり、児童に対する生活指導や家事の面で困難を生じている場合に、その児童を午後10時まで(8時間以内)お預かりするサービスです。

■利用料=利用者の収入状況に応じた利用料をお支払いいただきます。

窓口: 本庁子育て支援課および各支所市民生活課(飯地域の支所を除く)

●ファミリー・サポート・センター事業

～お互いの助け合い～

子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)と子育ての援助を行いたい人(まかせて会員)とが会員となり、お互いに育児の助け合いを行う事業です。

■このような時に利用できます。

▼保育施設などの開始前や終了後の送迎および子どもの預かり

▼冠婚葬祭の時の子どもの預かり

▼日曜日に急な仕事が入ったときなどの預かり など

窓口: ファミリー・サポート・センター薩摩川内